

減価償却資産の耐用年数等に関する省令

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表（抜粋）

建物 附属 設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	六
		その他のもの	一五
	給排水又は衛生設備及びガス設備		一五
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	一三
		その他のもの	一五
	昇降機設備	エレベーター	一七
		エスカレーター	一五
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		八
	エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備		一二
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	一五
		その他のもの	八
	店用簡易装備		三
	可動間仕切り	簡易なもの	三
		その他のもの	一五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	一八	
	その他のもの	一〇	
器具 及び 備品	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）		
	事務机、事務いす及びキャビネット	主として金属製のもの	一五
		その他のもの	八
	応接セット	接客業用のもの	五
		その他のもの	八
		ベッド	八
		児童用机及びいす	五
	陳列だな及び陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	六
		その他のもの	八
	その他の家具	接客業用のもの	五
その他のもの	主として金属製のもの	一五	

減価償却資産の耐用年数等に関する省令

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表（抜粋）

	その他のもの	八
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー その他の音響機器	五
	冷房用又は暖房用機器	六
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに 類する電気又はガス機器	六
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式の ものを除く。）	四
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これ らに類する繊維製品	三
じゆうたんその他の床用敷物	小売業用、接客業用、放送用、レコード吹 込用又は劇場用のもの	三
	その他のもの	六
室内装飾品	主として金属製のもの	一五
	その他のもの	八
食事又はちゆう房用品	陶磁器製又はガラス製のもの	二
	その他のもの	五
その他のもの	主として金属製のもの	一五
	その他のもの	八
謄写機器及びタイプライター	孔版印刷又は印書業用のもの	三
	その他のもの	五
電子計算機	パーソナルコンピュータ（サーバー用の ものを除く。）	四
	その他のもの	五
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、 金銭登録機、タイムレコーダーその他こ れらに類するもの	五
	その他の事務機器	五
	テレタイプライター及びファクシミリ	五
2 事務機器及び通信機器		
電話設備その他の通信機器	インターホーン及び放送用設備	六
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタ ン電話設備	六
	その他のもの	一〇

減価償却資産の耐用年数等に関する省令

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表（抜粋）

3 時計、試験機器及び測定機器		
	時計	一〇
	度量衡器	五
	試験又は測定機器	五
4 光学機器及び写真製作機器		
	オペラグラス	二
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八